

様式第 8 号(第 2 条関係)

案に対する御意見及び回答

案の名称		愛南町廃止施設の利活用のための基本方針案について
番号	御意見	回答
1	公共施設の貸し出し、売却、取壊しの際に町民には周知されていない。基本方針に周知の義務、周知方法を記載するべきと思われる。	【修正あり】 貴重な御意見をありがとうございます。基本方針案の 4 ページに周知事項を追記しました。